

消費税計算書

(期末)

S0805 エプソン電子株式会社(サンプル)

自平成27年4月1日

至平成28年3月31日

【一般用】

消費税の税額の計算		金額
課税標準額	①	1,544,275,000
消費税額	②	77,956,767
控除過大調整税額	③	
控除税額	控除対象仕入税額	④ 43,682,592
	返還等対価に係る税額	⑤ 5,736,124
	貸倒れに係る税額	⑥
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 49,418,716
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	28,538,000
中間納付税額	⑩	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	28,538,000
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
課税売上 割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮ 1,453,226,711
	資産の譲渡等の対価の額	⑯ 1,453,753,435
地方消費税の税額の計算		金額
地方消費税 の課税標準 となる 消費税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱ 28,538,000
譲渡 割額	還付額	⑲
	納税額	⑳ 7,035,400
中間納付譲渡割額	㉑	
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	7,035,400
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉓)	㉓	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔
	差引納付譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の合計	㉖	35,573,400

区分	課税標準額	消費税額
3%分	千円	円
4%分	840,546千円	33,621,840円
6.3%分	703,729千円	44,334,927円
区分	地方消費税課税標準となる消費	
4%分		33,532,291円
6.3%分		-4,994,240円
課税売上割合		99.9%
基準期間課税売上		円

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

(経過措置対象課税資産の
譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		27・4・1～28・3・31	氏名又は名称	エプソン電子株式会社(サンプル)	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 840,546,000	円 703,729,000	円 ※申告書の①欄へ 1,544,275,000
消費税額	②		33,621,840	44,334,927	77,956,767 ※申告書の②欄へ
控除過大額	③	(付表2-(2)の①・②A欄の合計金額)	(付表2-(2)の①・②B欄の合計金額)	(付表2-(2)の①・②C欄の合計金額)	※申告書の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	(付表2-(2)の⑩A欄の金額)	(付表2-(2)の⑩B欄の金額) 89,549	(付表2-(2)の⑩C欄の金額) 43,593,043	※申告書の④欄へ 43,682,592
	返還等に係る税額			5,736,124	※申告書の⑤欄へ 5,736,124
	貸倒れに係る税額				※申告書の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)		89,549	49,329,167	※申告書の⑦欄へ 49,418,716
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ 4,994,240	4,994,240
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ 33,532,291	※⑨C欄へ	33,532,291
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は申告書⑩欄へ ※プラスの場合は申告書⑩欄へ 28,538,051
地方消費税率の課税標準額	控除不足額		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額) 4,994,240	4,994,240
	差引税額		(⑨B欄の金額) 33,532,291	(⑨C欄の金額)	33,532,291
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬				※マイナスの場合は申告書⑬欄へ ※プラスの場合は申告書⑬欄へ 28,538,051
譲渡割額	還付額		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63) 1,347,652	1,347,652
	納税額		(⑫B欄×25/100) 8,383,072	(⑫C欄×17/63)	8,383,072
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は申告書⑯欄へ ※プラスの場合は申告書⑯欄へ 7,035,420

付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	27・4・1～28・3・31	氏名又は名称	エプソン電子株式会社 (サンプル)		
項 目		税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)		
	課税売上額 (税抜き) ①	円	840,546,862	円	612,679,849	円	1,453,226,711
	免税売上額 ②						
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③						
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④						※申告書の⑮欄へ 1,453,226,711
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤						1,453,226,711
	非課税売上額 ⑥						526,724
	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦						※申告書の⑯欄へ 1,453,753,435
課税売上割合 (④ / ⑦)							[99.96%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) ⑧			2,350,662		747,309,304		749,659,966
課税仕入れに係る消費税額 ⑨		(⑧A欄×3/103)	89,549	(⑧B欄×4/105)	43,593,043	(⑧C欄×6.3/108)	43,682,592
課税貨物に係る消費税額 ⑩							
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪							
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩±⑪) ⑫			89,549		43,593,043		43,682,592
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額) ⑬							
課税売上高が5億円超又は95%未満の場合 個別対応方式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑭		89,549		43,593,043		43,682,592
	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑮						
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭)+(⑮×④/⑦)] ⑯		89,549		43,593,043		43,682,592
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦) ⑰						
控除の税調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱						
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲						
差引	控除対象仕入税額 [(⑬)、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲] がプラスの時 ⑳	※付表1の④A欄へ	89,549	※付表1の④B欄へ	43,593,043	※付表1の④C欄へ	43,682,592
	控除過大調整税額 [(⑬)、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲] がマイナスの時 ㉑	※付表1の③A欄へ		※付表1の③B欄へ		※付表1の③C欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ㉒		※付表1の③A欄へ		※付表1の③B欄へ		※付表1の③C欄へ	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。